

再商品化等に関する入札について

一般財団法人家電製品協会（以下「協会」という。）は、特定家庭用機器再商品化法（以下「法」という。）第33条第1号及び第2号に規定される業務の委託について、次の通り一般競争入札に付します。当該入札に参加しようとする者は、以下により協会に入札申込書類を提出して下さい。

2025年9月1日

一般財団法人 家電製品協会

1. 対象業務

法第33条第1号に規定する委託を受けた又は同条第2号の規定に基づき指定法人が引き取るべき特定家庭用機器廃棄物について、以下の(1)から(3)までの業務を実施すること。なお、複数の者（個人の場合も含む。）が当該業務を連携して行う場合、当該複数の者全体を管理する管理会社がその中に含まれていることが必要。当該管理会社は(4)の業務のみを実施し、(1)から(3)までの業務を実施してはならない。業務内容詳細は入札説明書を参照のこと。

(1)引取業務 (2)運搬業務 (3)再商品化等実施業務 (4)管理業務

2. 入札方法

(1) 審査

提出された入札申込書類について、入札説明書で定める審査基準についての審査を行い、審査基準を全て満たしている応募者の中から、落札者の決定を行うこととする。

(2)入札に基づく契約期間

2026年4月1日から2029年3月31日まで

(3)落札者の決定方法

入札説明書で定める評価方法によることとする。

3. 入札申込方法

入札説明書で定める入札申込書類を、2025年9月1日（月）から2025年9月30日（火）までに、簡易書留で当協会必着にて送付のこと。

4. 入札に関するお問い合わせ

入札に係る詳細は入札説明書を参照のこと。

入札説明書を希望の際には、協会までメールで申し込むこと。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目7番1号 霞が関東急ビル5階

一般財団法人 家電製品協会

e-mail: nyusatsu@aeha.or.jp